

< 報道発表資料 >  
(府・経済同時)

令和 7 年 3 月 3 1 日  
京都市産業観光局産業企画室

## プロパー融資との協調融資制度を創設

京都市及び京都府では、中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援するため、協調して融資制度を実施しています。

この度、国において金融機関のプロパー融資との協調等を要件に信用保証料を割り引く新たな信用保証制度が創設されたことに伴い、当該保証制度を活用した新たな融資制度を創設し、令和 7 年 4 月 1 日から取扱いを開始します。

本制度により、中小企業・小規模事業者の資金調達の円滑化を図り、人手不足等の多岐にわたる経営課題解決への取組を後押しします。

### 【制度概要】

制 度 名	一般資金（協調支援型保証制度）
融 資 対 象	市内で 6 箇月以上継続して同一事業を営む中小企業者、組合で、次のいずれかを満たす方 ①当該保証付き融資額の 1 割以上（期間 1 年以上）のプロパー融資を受けること ②金融機関によるモニタリング支援を受けること
融 資 限 度 額	有担保 2 億円、無担保 8, 0 0 0 万円
融 資 利 率	金融機関所定金利（固定）
資 金 使 途	運転資金・設備資金
信用保証料率	国から保証協会への保証料補助により 対象要件①の場合、通常の保証料率の 1 / 2 程度割引（※） 対象要件②の場合、通常の保証料率より 1 / 4 程度割引 ※保証料補助率は申込年度に応じて変動
融 資 期 間 等	1 0 年以内（据置期間：1 年以内、設備資金の場合 3 年以内）

※ 詳細は、別添のチラシを御参照ください。

< お問合せ先 >

京都市産業観光局

(産業企画室 075-222-3325)

京都府商工労働観光部

(中小企業総合支援課 075-414-4826)

京都信用保証協会

(企画総務部総務課 075-354-1021)